

ソフトウェアの 経理処理の総チェック

～取得から除却、バージョンアップ費用等を解説！～

TEXT by KOTANI yota | 税理士 | 小谷 羊太

コンピュータは、現代では、一般家庭などにおいても、インターネットを利用して情報を収集する手段等で使用される機器として、広く認識されています。元々は電算処理をするための機器として国や各研究機関等における開発から始まり、現在では一般家庭で使用するパソコンや電卓、更には携帯電話の機能にいたるまで、広く様々な種類や形のものとして普及しています。一般家庭における普及当初は、よく似た機器で「ワードプロセッサ（ワープロ）」と呼ばれる文字をタイピングする機器も存在していましたが、ワープロは電算処理をする機能が付いていないために、コンピュータとはまた違う機器として認識されていました。

現在のコンピュータは電子計算機と呼ばれ、様々な電算処理をすることができる機器の総称となっています。コンピュータの種類には、①スーパーコンピュータ、②汎用コンピュータ、③ワークステーション、④パーソナルコンピュータ、⑤マイクロコンピュータ、などがあります。

これらのコンピュータはそれ自体、単体で稼働することができるわけではなく、ソフトウェアとの組み合わせによって、それぞれに備わるスペックにより、その機能を発揮するものとなります。

現代においては、機器に最初から組み込まれているソフトウェアであっても、それらの機器と一体となって効用をなすものや、他のソフトウェアの組み合わせや変更が可能な仕様となっているもの、コンピュータを制御するためのソフトウェアであるAIやRPAといった技術など、コンピュータとソフトウェアを取り巻く環境は年を追うごとに多種多様なものがどんどん普及しています。

コンピュータは有機物である機器として有形固定資産となりますが、ソフトウェアについては、無形の存在であるがゆえに、その形態も多種多様なものが日進月歩で生み出され、それらの取扱いも変遷すべきものとなっています。

今回の特集では、近現代における最新のコンピュータソフトウェアに関する会計と税務について解説します。

CONTENTS

I コンピュータ・ソフトウェアの概要	5	III ソフトウェアの耐用年数・取得費等	11
Q1-1 コンピュータとソフトウェアの違い	5	Q3-1 ソフトウェアの耐用年数	11
Q1-2 ソフトウェアとコンテンツの違い	6	Q3-2 税務上の取得費	12
Q1-3 ソフトウェアの種類と範囲	7	Q3-3 ソフトウェアを購入した場合の 取得価額	13
II ソフトウェアの会計・税務の概要	8	Q3-4 ソフトウェアを自社で制作した場合の 取得価額	14
Q2-1 ハードウェアとソフトウェアの区分	8	Q3-5 購入後に値引きがあった場合の取扱い	15
Q2-2 ソフトウェアの資産区分	8		
Q2-3 会計と税務の関係	9		

Q3-6	ソフトウェアの償却方法	16	Q4-2	クラウドソフトの導入費用	25
Q3-7	取得費が少額な場合の特例	18	Q4-3	RPAの導入費用	26
Q3-8	取得費が高額な場合の特例	20	Q4-4	償却資産税	26
Q3-9	中古資産の耐用年数	22	Q4-5	消費税率引上げに係るバージョンアップ費用	29
Q3-10	ソフトウェアの除却	23	Q4-6	リバースチャージ方式による課税	30
IV	その他(補助金、RPA、償却資産税等)	23	コメント		33
Q4-1	IT導入補助金	23			

I コンピュータ・ソフトウェアの概要

まず最初に、コンピュータとソフトウェアが具体的にどのように関わっているのか、また、ソフトウェアの種類や範囲などを解説します。よく混同される例として、ソフトウェアとコンテンツがありますが、それらの定義を知ることによって、例えばホームページの作成費用についてもソフトウェアとそうでない部分が明確になります。

Q1-1

コンピュータとソフトウェアの違い

コンピュータとソフトウェアの違いについて教えてください。

A コンピュータは、数値の演算だけに限らず、各種情報やデータの処理をするための作業、文書の作成、動画の編集、遊戯(ゲーム)などをするための、電子により稼働する電算機器をいいます。人が手動では処理できないような複雑な計算を、高速で、かつ、大量に行います。

ソフトウェアは、これらの計算をするためのプログラムであり、いわゆるコンピュータソフトウェアのことをいいます。

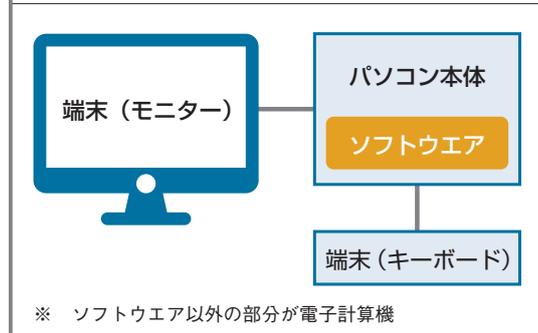
コンピュータは、「電子計算機」とも呼ばれており、一般的にはこれらの機器を総称したものととなりますが、専門的には、コンピュータは、キーボードやモニターなどの端末機器から、パソコン本体の電子基板や回路が組み込まれた有形資産としてのハードウェア部分を指すものとして認識されています。

これに対して、ソフトウェアは、一定の作業

を命令するためのプログラムなど、有形資産ではない無形のソフト部分について、ハードウェアとは区別した概念として認識されています。

税法上の名称として、ハードウェアに相当するコンピュータは「電子計算機」、コンピュータソフトウェアは「ソフトウェア」と呼称されています。

【図表1】コンピュータとソフトウェアのイメージ



小谷 羊太

KOTANI yota
 税理士。1967年大阪市生まれ。
 2004年税理士試験合格。2005年開業税理士登録。2018年税理士法人小谷会計設立。代表社員税理士。
 奈良産業大学法学部卒業後、会計事務所勤務を経て大原簿記学校税理士課法人税法担当講師として教鞭をとる。現在は東京と大阪を拠点に、個人事業者や中小会社の税務顧問を務める。
 著書として『法人税申告書の書き方がわかる本』(日本実業出版社)、『実務で使う法人税の耐用年数の調べ方・選び方』(清文社)、『法人税欠損事業年度の攻略法』(清文社)などがある。